

令和6年第1回（5月）臨時会

議 案 説 明

令和6年5月17日

議案番号	件 名	ページ
議案第 4 4 号	令和 6 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 1 回) について	1
承認第 2 号	令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 1 回) に関する専 決処分について	1
承認第 3 号	山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について	1
承認第 4 号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分につい て	1

本日は、令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

ただいま上程されました議案第44号は、令和6年度小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和5年度の決算見込みにおいて歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和6年度の歳入を繰り上げてこれに充てようとするものであり、歳入歳出それぞれ8億円を追加し、予算総額を269億9,000万4,000円とするものであります。

補正の内容としまして、歳入については、諸収入8億円を増額し、歳出については、令和5年度の歳入歳出差引不足額に充てるため、前年度繰上充用金8億円を増額しております。

承認第2号から承認第4号までは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号は、令和6年度一般会計補正予算に関する専決処分についてであります。

今回の補正は、国において、食費等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者への支援及び定額減税を補足する給付を、できる限り早期に開始する方針が示されたことから、本市においても、支給に向けた体制を早急に整えるための予算措置が必要となったため、令和6年5月1日に専決処分を行ったものです。これにより、歳入歳出それぞれ6億3,832万8,000円を追加し、予算総額は332億9,532万8,000円となりました。

承認第3号は、山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分及び承認第4号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に

公布され、一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 6 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものであります。

承認第 3 号税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法において、令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、令和 6 年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担を調整する措置等が講じられたこと等に伴う所要の改正であります。

承認第 4 号都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法において、令和 6 年度の評価替えに伴う土地に係る都市計画税の税負担を調整する措置が講じられたこと等に伴う所要の改正であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。